

## 「新型インフルエンザ等対策推進会議令案」について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 1. 趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）が改正され、第5章の2として、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）に係る規定が設けられた。
- 改正法により新たに設けられた法第70条の10において、「この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める」とされており、この規定に基づき、本政令を制定する。

## 2. 概要

- 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項として、以下の事項を規定する。
  - ① 臨時委員及び専門委員に関する規定
    - 推進会議に、
      - ・ 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を
      - ・ 専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとする。
  - ② 委員の任期に関する規定
    - 委員の任期は2年とする。また、臨時委員及び専門委員は、その任命に係る事項の調査審議等が終了したときに解任されることとする。
  - ③ 分科会に関する規定
    - 推進会議に、以下の4つの分科会を置くこととする。
      - ・ 基本的対処方針分科会
      - ・ 医療及び公衆衛生分科会
      - ・ 社会経済活動分科会
      - ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会
  - ④ 部会に関する規定
    - 会議及び分科会は、部会を置くことができることとする。
  - ⑤ 定足数・表決数などの議事に関する規定
    - 定足数は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数とする。また、

表決数は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数とし、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

⑥ 会議則への委任規定

→ ①～⑤のほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めることとする。

3. 根拠条項

法第70条の10

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和3年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和3年4月1日